

令和 5 年 6 月 21 日現在

機関番号：33901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03150

研究課題名(和文) 縁起と歴史のあいだ エーヤーワディー流域前近代社会の地方史について

研究課題名(英文) Tamain and History: 'Local History' by Pre-modern Societies in the Ayeyarwady River Basin

研究代表者

伊東 利勝 (Ito, Toshikatsu)

愛知大学・公私立大学の部局等・研究員

研究者番号：60148228

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：近代歴史学は、実証的科学的的手法により厳正中立の実態を描き出すとして、その真正性を示すとしつつ、民族をアクターとする歴史叙述を生み出したことを、エーヤーワディー流域地方における過去に関する語りとしての王統記(ヤーザウイン)や縁起(タマイン)などが、近代の国民国家史へと読みかえられていく過程を検討することにより、明らかにした。

それまで過去は、世の道理を説くためのものであったが、19世紀中期植民地権力によって導入された修史により、「ビルマ族の歴史」や「モン族の歴史」などを描くためのものになった。その結果、ミャンマー全体史はこれら諸民族による抗争の歴史として理解されるようになる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

現代社会の民族問題や国民国家間の抗争は、民族が前近代の「エトニ」を核として成立したという根源的紐帯説を乗り越えない限り、解決の糸口を見出すことはできそうにない。本研究では、ミャンマーにおける過去についての語りは、民族名を冠することなく、王や領主の事績を記すことにより因果応報、盛者必衰の理を説く縁起から、ネイションやエスニシティの歴史を描くものに変化したことを明らかにしたことにより、前近代における「エトニ」の存在は、近代になって成立したネイションが生み出した言説であることを証明した。

研究成果の概要(英文)：This project examines the process by which modern historiography, claiming to be document-based, scientific and neutral, reinterpreted Yazawin (chronicles of kings), Tamain (records of interdependent origination) and Ayedawpon (accounts of royal campaigns), narratives concerning the past in the pre-modern Ayeyarwady basin, into the national history.

Until that time, the past had been used to explain the rationality of the world, but with the introduction of a new historiography by the colonial power in the mid-19th century, it came to be used to create 'The History of the Bama people', 'The History of the Mon people', and so on. As a result, the history of Myanmar as a whole has come to be understood as a history of conflict among these ethnic groups.

研究分野：東南アジア社会経済史

キーワード：ヤーザウイン タマイン 縁起 国民国家 近代歴史学 ネイション エトニ

1. 研究開始当初の背景

近代になって成立したネイション(民族・国民)概念は自然化され、過去はナショナル・ヒストリー構築のために記憶され続けている。

その結果、「共通の祖先・歴史・文化やある特定の領域との結びつきをもち、内部での連帯感を有する、名前をもった人間集団」としての「エトニ」が、近代におけるネイション成立の核となった、という見解を生み出した。近代以前においては、その作用が異なるとするだけで、あたかもネイション意識の原形が存在していたという理解である。こうして人種・民族問題は人類の宿命となってしまう、それは何らかの形で再生産され続けていくだろう。

こうした事態に異を唱える一助として、ネイションを脱自然化すべく、研究代表者は「エトニ」なる概念が、現代のネイションを基にして定式化されたものであることを証明すべく、現代ミャンマーのカレンなる「民族」名を例にとり、カレン・ネイション(エスニック・グループ)なる理解は、19世紀はじめに植民地主義者やキリスト教宣教師によって、自らの政策や事業遂行の必要から生み出されたものであることを示した。さらにコンバウン王国(1752-1885年)を中心とする前近代エーヤーワディー流域(ビルマ語圏)において使用されていた「人種 *lu-myō*」という言葉は、主として地勢的区分に着目し、その他生業形態、階層等をメルクマールとしたもので、その命名法に統一した基準はなかったこと、そして「人種」は王権を正統化する世界観を形成するためのものにしかすぎず、当時は風俗や習慣によって人を社会的に識別するという制度が存在しなかったことを明らかにしていた。

しかし、カレンという特定の住民識別用語のシニフィエのみを問題にし、しかも「人種」を核とした同胞意識の存在を否定するについて、王国政府の地方支配構造から類推するという方法でおこなわれたにすぎなかった。また王国で使用される「人種」という言葉によって形成される現実世界に関する検討から、「エトニ」概念の存在に疑義を呈したにすぎないものであった。

2. 研究の目的

これまで、ミャンマーに限らず、たとえば中国などでも、前近代に成立していた「史書」に関する研究は、ナショナル・ヒストリーを補完するものとして扱われてきた。またネイション内において民族問題が存在する場合には、前近代における「地方史」が、当該地域や集団のエスニシティと結びつけて考えられている。前近代エーヤーワディー流域地方における中央権力とその周辺で成立していた、王統記(*Yazawin*)、縁起(*Thamain*)、武功記(*Ayedawbon*)なども、国民国家の成立とともに換骨奪胎され、ナショナル・ヒストリー(歴史)の補完物となるか、あるいはエスニシティ形成の基盤とされている。

そこで、これら過去を物語る記述の性格と、近代になって「史書」として再構成していく際に働く政治的な力を検討することによって、ネイションがエスニシティ(「エトニ」)を生み出しつつ創生していく過程を検討してみる。そして、前近代に書かれた王統記や縁起等は、エスニシティの存在を裏付けるものではなく、これがそのように理解されるのは、ネイションを想像するための歴史学が成立したことによるものであることを示す。これはナショナルリティやエスニシティは、もともと存在した「エトニ」を核とするものであったという見解に疑を唱えるためである。

3. 研究の方法

王国支配下の18世紀後半から19世紀にかけて作成された王統記、縁起、武功記などの貝葉文書をできるだけ収集し、その作者(编者)、成立年、写本作成年とテキスト相互の関係(異本)などを確定したうえで、それらの成立事情や、作成意図とその背景をみきわめ、これら過去に関する記述が「エトニ」なるものの反映もしくはこれを希求するものであったのか、それとも、これとは無関係な別の意図によるものであったかを検討する。

ここでは、王国政府との政治的対立が18世紀末まで続き、植民地期以降は、個別のエスニック・グループとみなされるようになるヤカインとモンをとりあげ、現在ではこれらに関するものとされている王統記や武功記が、如何なる目的をもって作成されたかを明らかにするため、そのナラティブを点検してみる。

そしてこれらの語りが「歴史」に組みかえられた時に起こる、人や地域に関する識別用語の意味変化と自然化の過程を、19世紀中期にはじまるイギリス植民地政府による支配の下で成立した歴史書の制作意図を相対化することによって明らかにする。

4. 研究成果

(1) 先ず、ラカインやモンに関する「歴史書」とされてきた、王国時代の王統記や縁起、武功記が、果たして現代の歴史学に関連する性質を持った過去に関するナラティブであったかどうかの検討からはじめた。19世紀以前に編纂され、現在貝葉本として利用可能なこれらの文書について、ラカインに関しては13件、モンでは7件の存在が確認できたので、それぞれの成立年あるいは写本作成年、編・著者名、内容の異同を検討した。

(2) ラカインの王統記に関する貝葉本については、作成者や作成年がはっきりしているのは、1779年に大臣シュー・サー・パツがまとめた「ミンヤーザー・チー文書」がある。ムラウ・ウー王国

のミンヤーザー王(在位 1593-1612年)に、当時の大臣マハー・ゼーヤ・テインがそれまでの制度、儀礼などを説明したものであるが、伝説上の理想王マハー・タマダ王からの王統も記されているので、王統記とみなしてよい。ただこの写本がいつ誰によって作成されたものか明記されていないので、正確な成立年は明らかでない。本文中に、1784年の記年があるので、この年以後の公算が大きい。

次に成立年が古いのは、現代の研究者によって「ンガ・ミー・ラカイン王統記 *Nga Mi Rakhine Yazawin*」と称されているものがある。1826年イギリスによるラカイン併合以後、この地に植民地行政官として赴任してきたアーサー・フェイヤーの依頼により、1840年前後に、ラカインの知識人であったンガ・ミーが、利用可能な「王統記」をまとめたものである。ただしこれは、西洋紙に書かれている。フェイヤーの個人蔵にかかわるもので、一般に公表されることはなかった。

その後1848年に「ラカイン王統略記 *Rakhine Yazawin Akauk Shyauk Htoun*」、1849年に「ラカイン戦記 *Rakhine Ayepon*」、1870年に「ラカイン郡ムラウ・ウー町ダンニャワーディー・ドーラワディー武功・王統記書 *Rakapura Taing Mrauk U Myo Dannyawady Dwarawady Ayedawpon Yazawin Kyan*」、1887年に「ラカイン郡ダンニャワーディー武功記 *Rakapura Taing Dannyawady Ayedawpon*」などが編纂される。これらはいずれも、1784年コンバウン王国によるラカインのムラウ・ウー王国征服以後、ラカイン地方南部の町ダンニャワーディーに派遣された伝教布教師カウイサラ僧正によって1787年に書かれたものを編集したものである。ただ原本が残っていないので、その題名が「大王ラカイン国王武功記」であったのか、「ラカイン国ダンニャワーディーという名のムラウ・ウー大都に君臨した王の武功記書」などであったのかははっきりしない。現在「武功記」は、ある国王に関する事績を扱ったものと考え、特定の王の名を前につけ、何々王武功記と銘を打つ場合が多いが、カウイサラが書いたものは「ラカイン国を支配してきた諸王の事績」という意味合いを有し、基本的には王統記と変わらない。

ところでこの「武功記」は過去に書かれた「大王統記」をもとにした、とカウイサラは記す。この「大王統記」について、「武功記」を用いて作成された上記貝葉本の奥付に *yazawingyi tho ga mayama atmyo saphet do wei di* とあるので、従来 Do Wei なる人物が編纂したものとされていた。しかし、この文章は、ビルマ語として意味が通らない。そこで、写本ごとにそれぞれ異なるこの文章を比較した結果、たぶん *yazawingyi tho ga mayama amatmyo saphet do go pyan ze di* というような文章があったのが、代々誤記されたことにより「do wei di」が生じたものという見解を生み出すことができた。つまり Do Wei なる編纂者は存在せず、この「大年代記」は大臣種(階級)につらなるサー・ベツ(バツ)達によって作成されたものと考えることができる。つまりカウイサラは、1775年に成立していた「ミンヤーザー・ヂー文書」も参照し、これを「大王統記」と称していたと考えることができる。

また1851年に「大王統記 *Yazawingyi*」、1884年に「ラカイン王統録 *Rakhine Yazapon*」、1762年ごろの史料に基づき1887年に編纂された「ラカイン王統記 *Rakhine Yazawin*」がある。カウイサラが使用した「大王統記」そのものが不明であるので、これらの系統を明らかにすることはできないが、題名として単に「王統記」とせず、かならずラカインの名をつけ、「ラカイン王統記」と記すようになっていったことは注意すべきである。僧カウイサラの「武功記」にしても、写本の作成が重ねられるにつれ、「ラカイン」と「王統記」の名称が付加され、「ラカインの歴史」として理解される傾向にあったことと軌を一にする。

(3) モンに関する歴史書とされるものは、ラカインほど多く存在していないし、貝葉本のほとんどがビルマ語に翻訳されたものである。現在利用できる貝葉本のうち成立がもっとも古いものが1757年の写本「ラーザーディリ武功記 *Yazadarit Ayedawpon*」である。これもラーザーディリの武功記としながらも、13世紀末マガドゥウがモッタマの国主になった時から、ハンターワディー国主のラーザーディリが死亡する1428年までの王統が書かれている。原本の作者は不明であるが、16世紀後半ピンニャー・ダラによってビルマ語に翻訳された。

1766年アクヤー(Acwo')寺院の僧正によって完成された「王統記本 *Slapat Rājāwan Datow Sim Ron*」はモン語によるもので、はじめに釈尊が生まれるまでを、その後ハンターワディーに君臨した代々の王について、シュエダゴン仏塔の維持・管理にどのように関与したかにフィーチャーし、コンバウン王国初期のシンビューシン王の1763年までを述べる。歴代のモン王についてではなく、あくまでもハンターワディーという場所を支配した国主や国王の系譜を記したものである。この地の支配者によるシュエダゴン仏塔維持管理史ともいえるもので、そこにはモンの王であるかビルマの王であるかの違いに作者の関心はない。

1796年4月4日にモンユエーのゼタウン寺院の僧正シン・アリャヴァンサが所有していたものを筆写したものが「モン王統記 *Mun Yazawin*」である。他に同様の内容をもつ貝葉本があるが、筆写年が記されていないか、貝葉に欠落があったりする。これらはモン語からの翻訳で、ビルマ語への訳者は、コンバウン王宮内の御殿衣装官である。原本がどのようなタイトルであったのかわからない。この「*Mun Yazawin*」をウー・トゥン・アウン・チェインは2010年に「*A Chronicle of the Mons*」というタイトルを付けて英訳している。釈尊が来臨する前この地を支配者してい

た王の話しからはじまり、ハンターワディーのトゥシンタカルピ王の死とタウンゲー国のダビンシュエティ国主への言及で終わるので、16世紀中ごろ以降に作成されたものと考えられることができる。

また、現在「タンリン王統記 *Thanlyin Yazawin*」とされているものは、「バゴ（ハンターワディー）王統記」と、港市であったタンリン城市の統治者に関する記述をあわせたもので、1843年5月28日にビルマ語で書かれた。「バゴ王統記」は釈尊がタトンへ来臨したことからスミン・トー・ラーマ国主までの話で、そのあとタウンゲー国主のバインナウンからニャウンヤン王国のタールン王まで書かれ、タールン王による税制も説明されている。いふなればこれも、タンリン城市の歴史である。

モン人仏教僧ア・トワ僧正が、モン語で書いたものを、モーラミヤイン町でシュエ・カによってビルマ語訳され、1847年7月6日に完成した「ハンターワディー王統録文書 *Hanthawadi Yazawin Minzet Sa*」というのがある。これはアーサー・フェイヤーの個人蔵にかかわるもので、彼がラカインから異動してモーラミヤインで勤務していた時入手したものである。後にウー・ノーが語ったところによると、モーラミヤインでフェイヤーが弁務官主席補佐を務めていたおり、1849年部下にモン王統記を探させたという。しかし見つからなかったのでシャム方面に派遣したところ、モン僧の協力のもと、58枚の貝葉に書かれたラーマンニャの王統記と20枚の仏塔縁起を入手してきた。フェイヤーはこれらを、ウー・シュエチャ、ウー・ノー、ウー・タトゥらにビルマ語に翻訳させた。完成に1年半から2年を要したという。翻訳者の名前や年代に齟齬あるが、この58枚が「ハンターワディー王統録文書」の原本かも知れない。ちなみにウー・ノーは退官後、モン語による文書やビルマの王統記を使って『モン王統記と仏塔縁起総覧』を1899年に出版している。

(4) ラカインやモンに関連して王国時代に書かれた「武功記」にしる「王統記」にしる、いずれも世の理を説くためのものであった。「ラカイン王統略記」には、カウィサラ僧正が1787年に書いたものは、「ローキー（俗世間）とローコウタラー（世俗の欲や執着を離れた世界）のことを知るため」であったと述べられている。他のカウィサラ本を下敷きにした「王統記」等にも、すべて同様の執筆動機が記されている。

モンに関するものでも、1766年にアクラー寺院の僧正の「王統記本」には、幾多のテキストを校合・修正・改編し、「モン語を話すハンターワディーの人たちが、王統に関する知識をときれなく獲得できるようにするために」そして「どんな王でも死を免れることはできないし、我われすべては、死の力を受け入れざるをえなので、道義をわきまえた生活を送ることを説くために書いた」と記されている。1796年に作成された「モン王統記」も、「高貴な人が書いたモン語の王統記をそのまま、これを読んだり書き留めたりする人の知恵を増進させるためビルマ語に書き改めた」という。この「知恵」とは、たぶん「世の理」に関するものであろう。

そもそもコンバウン王国で書かれた「王統記」の場合でも同様である。バチードー王の命により1832年に成った欽定年代記「玻璃宮御王統記 *Hmannan Mahayazawindawgyi*」は、「従来の年代記には異同、重複がみられ、諸王の歴史は王者としてのあらゆる義務、政治、宗教に対するいわば秤であるので、矛盾と偽り」があってはならないとし、これを正すため、ミャンマーに君臨した王の事績を、聖なる遺物の記録、宗教の確立や、いくつかの城市の設立者や支配者の系譜とともに、ものごとが常ならざることを示すため、為政者に道徳的訓戒を与えるために編纂されたものであった。

ミンドン王は、第二次英緬戦争によりミャンマー南部を領有したイギリスの使節を務めたフェイヤーに、謁見の場で、この「玻璃宮御王統記」を与えるに際し、「これを注意深く読めば、ためになることが二つある」とした。「一つは過去に何が起き、どのような王が支配してきたかがわかり、もう一つは、今後の問題として、俗事の無常さと争いや怒りが無意味であることが理解できるようになる」であろう、と述べたという。つまりこの「王統記」は、歴代の王による事績を描くことにより、国家としての存在価値や威信、偉大さなどを示すためのものではなく、いろいろな人生訓を得ることができるよう、あくまでもひとつの人間社会の姿を描き出したもの、という理解がここには示されている。

つまり過去は、この時代の人たちにとって、世の無常を知るためのものであった。王統記や縁起などは、「視野が狭く、王を中心とした記述で、社会・経済的記述に欠ける」という批判はお門違いで、そもそも近代以降の歴史叙述とは、その作成意図が異なっていたのである。いずれも王や領主の事績を題材に世の無常を説こうとしたもので、釈尊が教えを説く際に、過去の物語を例に出すというスタイルにならったものであろう。

(5) こうした過去に関する語りには転換を起こしたのが、19世紀中期の植民地行政官であったアーサー・フェイヤーである。1844年に *Journal of Asiatic Society of Bengal* 誌に発表した「ラカインの歴史 *On the History of Arakan*」は、ガ・ミーの「王統記」をまとめたものであった。この中でフェイヤーは、幾多の「ラカイン王統記」は、「民族史 (the national history)」といえるものであり、「ララカン人」は「ビルマ人」と同系統であるが、いまやまったく別個の「人

種 race」となっている。この人達は「故郷の歴史に深い関心をもっており、それ(ラカイン国)を世界でもっとも素晴らしい国の一つであり、過去には王国のなかでもっとも強力であった」とみなしている、と記している。こうした見解は、イギリスによる支配が、ラカイン国の再独立をもたらしたものと肯定するためのものであったが、そこには「ラカイン人」が形成した「ラカイン国」の存在が想定されている。したがって彼が書こうとしたのは、「アラカン人が造った国の歴史」であった。

その後フェイヤーは 1864 年から 69 年にかけて、3 部に分けて、伝承時代からバインナウン王までの「ビルマ人の歴史について On the history of the Burmah Race」を、同じく *Journal of Asiatic Society of Bengal* 誌に発表する。「ビルマの国王陛下から賜った」「玻璃宮御年代記」をもとに、「かれら自身によって書かれた、ビルマ人 (Burmese Race) の歴史を理解するために必要な事柄は何も省略することなく」その概要を描いたという。これも明らかに、ビルマ人やビルマ国の歴史を描くという意図である。

そして 1873 年から 1874 年にかけて、またもや同誌に「ペグーの歴史 On the History of Pegu」を 2 部に分けて発表する。この史料となったものは「ハンターワディー王統録文書」で、これをヨーロッパ人旅行者の記述や、「タトン縁起」などで修正・補足し、王国時代ハンターワディーとよばれていた「ペグー国」の歴史を書いた。ア・トワ僧正が書いたものは、「ハンターワディー王統録文書」という名がつけられており、先述のごとく国家の歴史ではなかった。しかし、フェイヤーはこれを、モン人による自分たちの王国に関する歴史が記されたものと考え、エーヤーワディー下流域に存在した、ビルマとは別個の国家の歴史を書こうとしたのである。

(6) こうした 3 つの歴史が一冊にまとめられたのが、1883 年にロンドンで出版された『ビルマ史』 (*History of Burma, including Burma Proper, Pegu, Taungu, Tenasserim, and Arakan. From the earliest time to the end of the first war with the British India*, London: Trubner & Co. 1883) である。その序文で「これまで王国および民族 (people) の出現と発展が連れ、記録された事件の連鎖とその相互関係が説明されるような通史は存在しなかった」と述べることにより、フェイヤーは、従来の王統記や武功記を、国家の歴史、民族の歴史として書き直したのである。実証性を標榜しつつ、ビルマ人の歴史、ラカイン人の歴史、モン人の歴史を併せ、全体としてビルマ国の来歴とその性格を描こうとした。こうしてビルマ史は、3 民族の対立・抗争の歴史として認識されていく。後の歴史家も、フェイヤーが作りあげた時代区分や、そこで使用された用語を受け継ぎ、過去は民族を知るための歴史として語られるようになっていく。「真のビルマを理解し、ビルマ人を知るには、先ずその歴史を知らなければならない」として歴史が描かれるようになる由縁である。

(7) 王国時代における過去の語りにおいても、実証性を重視するのは同様であったが、近代以降のように、民族の存在を想定し、これをひとつの生命体のようにとらえ、その来歴の科学的記述を目指すということはなかった。近代以降の歴史学は、これを社会科学の範疇に入れ、分析や判断が「客観的」であり真理を追究しているとして、歴史を紡ぎ出す主体の政治性を糊塗しつつ、けっきょくは民族をひとつの政治勢力とみる「民族による政治」を正統化することに貢献している。国民国家の時代における、修史の宿命ともいえよう。

縁起は二者間の関係の連鎖で考えられるので、人を「人種」の一員として理解することはなかった。これに対し、植民地期以降は経済体制の変化に対応し、上座仏教的世界観の相対化が進み、国民国家の建設が進められると、「民族」や「人種」を単位として世の中が理解されるようになっていく。その後進性、野蛮性などを示すことにより、自らの植民地支配を正統化するか、独自性、先進性を明らかにすることにより国民統合の手段とするかの違いはあるものの、政治の手段として「民族」が想像されたのである。そして少数派に属する「人種」それぞれが、国家による一元的支配を拒否して、「エトニ」という概念を生み出し、文化や人権という概念で独自性や尊厳を主張しはじめる。

参考文献

荻原弘明 1964「ビルマの年代記について 附、マンナンヤーザウインについての問題手点」
『歴史教育』12(12), 65~71 頁。

Tun Aung Chain (tr.) 2010, *A Chronicle of the Mons*, Yangon: SEAMEO Regional Centre for History and Tradition.

K.Z.Oung 2021, *Refiguring Arakan's Past*. Yangon: Publisher of Eminent Arakanese Literature.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 3件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 伊東利勝	4. 巻 -
2. 論文標題 日本とミャンマーの仏教交流 『入竺比丘尼』にみるネイションとジェンダー	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 『日本と東南アジアの仏教交流—その史実と展望』（林行夫編，三人社）	6. 最初と最後の頁 35-63
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊東利勝	4. 巻 -
2. 論文標題 エーヤーワディー流域地方の民族識別について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『「あなた」と「わたし」～内と外をへだてる知～』伊東利勝編，愛知大学人文社会学研究所	6. 最初と最後の頁 35-98
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 伊東利勝	4. 巻 -
2. 論文標題 前近代社会の「民族」 エーヤーワディー流域コンバウン王国のカレンー	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『歴史の生成叙述と沈黙のヒストリオグラフィ』（小泉順子編，京都大学出版会）	6. 最初と最後の頁 293-326
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊東利勝	4. 巻 -
2. 論文標題 「解脱」の経済的意味	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『功德と喜捨と贖罪 宗教の政治経済学 - 』（伊東利勝編，愛知大学人文社会学研究所）	6. 最初と最後の頁 19-87
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 伊東利勝	4. 巻 7
2. 論文標題 近世東南アジアにおける王国とムラユ世界の展開	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 『近世の帝国の繁栄とヨーロッパ』（姜尚中総監修）	6. 最初と最後の頁 694-709, 759-790
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊東利勝	4. 巻 11
2. 論文標題 東南アジアにおける反植民地闘争と国民国家の創生	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 『世界戦争の惨禍を越えて』（姜尚中総監修）	6. 最初と最後の頁 421-427, 437-451
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 伊東利勝	4. 巻 155
2. 論文標題 王国時代ミャンマーの「人種」観について 窟院壁画をてがかりに	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 龍谷史壇	6. 最初と最後の頁 25-55
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 伊東利勝
2. 発表標題 日本とミャンマーの仏教交流にみる「国家」と「宗教」
3. 学会等名 龍谷大学世界仏教文化研究センター（招待講演）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

Documents of Myanmar Socio-Economic History
<https://taweb.aichi-u.ac.jp/DMSEH/>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------